

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている

滋賀県民・県内事業者 のみなさまへ

休業、無給、減給などによる生活への不安や事業継続などでお困りのみなさまを支援する様々な制度があります。

(2020年5月1日現在)

給付金

融資・貸付

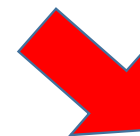
支払いの猶予

相談窓口

など



詳細は次のページを
ご覧ください



あなたと、大切な人を守るため。

滋賀 $\frac{1}{5}$ ルール

【滋賀1/5ルールとは】

“新型コロナウイルス感染症との戦い”を収束に向かわせるため、人と人との接触機会（接触する人数、回数、時間など）が、滋賀県全体で $\frac{1}{5}$ となることを目指して、行動を変えること。

給付金等	すべてのみなさまに	特別定額給付金	一人当たり 10万円	基準日(4月27日)において住民基本台帳に記載されている方は、一人当たり10万円の給付対象となります。	各市町または 総務省コールセンター ☎03-5638-5855
	子育て世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給します。(原則申し込み不要)	各市町
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80%補償	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。	各労働基準監督署 (大津・彦根・東近江)
	感染・感染の疑いで 無給や減給	国民健康保険の 傷病手当の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。		各市町
	大学等の学費などの支援	授業料等の減免・ 給付型奨学金の支給	住民税非課税世帯および準ずる世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により学費等の支援が必要となった場合に、授業料等の減免・給付型奨学金の支給の対象となる場合があります。		各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口 または日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301
貸付	休業・失業等で生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	緊急小口資金 主に休業された方等向け	20万円以内	据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後2年以内	各市町社会福祉協議会
		総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け	単身世帯 月15万円以内 複數世帯 月20万円以内	据置期間:貸付日から1年以内 返済期間:据置期間経過後10年以内	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999
	大学等の学費などの貸付	授業料等の貸与型奨学金の貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し学費等の支援が必要となった場合に、貸与型奨学金の貸付の対象となる場合があります。		日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301
住居	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給		離職、自営業の廃止、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、経済的に困窮し住居を失うおそれが生じている方に対して、一定期間、家賃相当分の給付金を支給します。	市にお住まいの方 各市の自立相談支援機関 町にお住まいの方 県の自立相談支援機関
	住むところがなくなった	県営住宅での一時的な受け入れ		解雇等により住居の退去を余儀なくされた方を対象に、県営住宅に県営住宅の空き住戸を活用した、一時的な提供を行います。	県庁 土木交通部住宅課 公営住宅管理係 ☎077-528-4234
猶予	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予		収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難である場合には、無担保かつ延滞金なしで、1年間、納税を猶予できる場合があります。	各県税事務所
	介護保険料が払えない	介護保険料の減免や納付の猶予		世帯の主たる生計維持者の収入減少など一定の要件に該当する方は、介護保険料の免税や納付の猶予が適用する場合があります。	各市町
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除や納付の猶予		失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っての方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町
	貸付金等の返済が今は厳しい	県貸付金・奨学金の償還等の猶予		各種資金の償還等の猶予についてはそれぞれの担当課またはコールセンターにお問い合わせください。 ●母子父子寡婦福祉資金貸付金 【子ども・青少年局(各市・健康福祉事務所)】 ●緊急小口資金<主に休業された方等向け> 【個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター】 ●総合支援資金(生活支援費)<主に失業された方等向け> 【個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター】	左記【 】内の各貸付等担当課またはコールセンター

協力金・給付金・助成金

県からの要請で休業	感染拡大防止臨時支援金	県からの要請に応じ、原則4月25日から5月6日までの全ての期間を休業等をした中小企業者等に対して支援金を支給します。 中小企業等 20万円、個人事業主 10万円 受付期間 5月7日～6月26日	滋賀県緊急事態措置コールセンター ☎077-528-1344
売上が前年比半減	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者以下の範囲内で給付金を支給します。 法人：上限200万円 個人事業主：上限100万円 受付期間 5月1日～2021年1月15日	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
今後の事業活動に取り組みたい	経営力強化補助金	新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者等が行う、人材育成、働き方改革、新たな販路開拓等の取組を支援します。 補助額 20万円～50万円 受付期間 4月30日～5月22日	県庁 商工政策課 ☎077-528-3723
テレワークを導入したい	働き方改革推進支援助成金	感染症拡大防止のためテレワークの新規導入に取り組む場合に支援を受けられます。 1企業当たり 上限 100万円 受付期間 5月31日まで	テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
	IT導入補助金	テレワーク環境の整備等に資するITツールを導入する場合に支援を受けられます。 1企業当たり 30～450万円	サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424
雇用を維持したい	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	
子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇(年次有給休暇でない有給休暇)を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 1日当たり上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
子の世話で自分が休業	小学校休業等対応支援金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり休業した一定の条件を満たす個人事業主またはフリーランスに対し助成金を支給します。 1日当たり	

融資・貸付

資金繰りのための融資を受けたい	滋賀県中小企業振興資金	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症対応資金」があります。	各商工会・商工会議所
	日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫各支店 (日本政策金融公庫 HP 参照)
	商工中金の危機対応融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店 (商工中金 HP 参照)

猶予

納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入が大幅に減少(前年同期に比べて概ね20%以上減少)し、一時に納税することが困難である場合には、無担保かつ延滞金なしで、1年間、納税を猶予できる場合があります	各県税事務所
税の申告が出来ない	県税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症のり患等の理由がある場合は、回復されたのち最大2か月間、申請により県税の申告期限を延長することができます。	各県税事務所
社会保険料等が払えない	厚生年金保険料の納付猶予	厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。	各年金事務所

相談

経営や資金繰り等の支援全般の悩み	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内をしています	各商工会・商工会議所 金融庁相談ダイヤル ☎0120-1568118
------------------	------	------------------------------------	--

相談窓口一覧

新型コロナウイルス感染症の影響に関する相談窓口

休業要請等に関すること	緊急事態措置コールセンター	県庁 防災危機管理センター内	077-528-1344	平日、祝日 9:00~17:00
発熱等の症状が持続しているとき 【受診に関すること】	帰国者・接触者相談センター	滋賀県相談窓口 (草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3621	平日、土日祝日 24時間
		大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-526-5411	平日、土日祝日 8:40~20:00
			080-2409-1856	夜間 20:00~8:40
		しが外国人相談センター	077-523-5646	平日 10:00~17:00
新型コロナウイルス感染症に関すること	一般電話相談窓口	滋賀県相談窓口 (草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3637	平日・土日祝日 8:30~17:15
		大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-522-7228	平日 8:40~17:25
くらしや福祉に関すること	ひとり親家庭福祉に関すること	県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室	077-528-3554	
	障害者施策に関すること	県庁 障害福祉課	077-528-3541	
	子どもを守る虐待ホットライン	中央子ども家庭相談センター	077-562-8996	24時間 365日
	児童相談所虐待対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター (中央、彦根、大津、高島)	189	24時間 365日
	DVIに関すること	中央子ども家庭相談センター(女性専用)	077-564-7867	平日、土日祝日 8:30~22:00
		彦根子ども家庭相談センター(女性専用)	0749-24-3741	平日 8:30~17:15
	県立男女共同参画センター	0748-37-8739	火・水・金~日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30	
経営や雇用に関すること	県内事業者向け相談窓口	県庁 中小企業支援課	077-528-3730	平日8:30~17:15
	労働相談窓口	滋賀労働局 雇用環境・均等室総合労働相談コーナー	077-522-6648	平日8:30~17:15
		滋賀県労働相談所	0120-967-164 077-511-1402	平日10:00~17:00 (12:30~13:30除く)
	県庁 労働雇用政策課	080-1514-0051	平日8:30~17:15	